

付 属 資 料

- 1 . 2000～2004年国家開発計画(PROPENAS)第3章司法分野の開発(日本語訳)
- 2 . インドネシア側からの支援要請内容
(Project Brief Information Sheet 2001年8月付け)
- 3 . 法務人権省人員体制表
- 4 . Important Official List related to Governance Issue
- 5 . 検察庁組織概要プレゼンテーション資料及び質問書回答
- 6 . 国家法制度委員会ANNUAL REPORT 2001年度及び2002年度
- 7 . ガバナンス改革のためのパートナーシップ
「STRATEGY FOR LEGAL / JUDICIAL REFORM」及び
「WORKPLAN 2002-REGAL / JUDICIAL REFORM」
- 8 . 第1回LAW SUMMIT開催の概要(JICA奥山専門家作成)
- 9 . ドナー支援プロジェクト
「INDONESIA LEGAL AND JUDICIAL REFORM PROJECTS」
(世界銀行作成2000年11月付け)
- 10 . 商業裁判所に係るドナー支援活動(BAPPENAS作成)
- 11 . 調査団調査概要
「司法改革の現状及び課題に係るインドネシア側関係機関からの発言内容等」

第3章 司法分野の開発

A. 総論

本章では、国家開発の第2のプライオリティーである、法による統治およびグッド・ガバナンスの確立のための政策ならびにプログラムについて述べる。

正義と平等性を重んじ、普遍的な人権を尊重する法治国家確立の作業は現在暗礁に乗り上げている。その原因は、過去の政権が作りあげた法令の多くが、民意や、宗教法・慣習法に則った開発需要に対応していなかったことにある。国家立法プログラム(Prolegnas)はさほど芳しい効果を上げなかったため、重複した内容の法令が数多く制定され、中には公正さに欠けるものもあった。さらに、法規・法令制定プロセスにおける国民の能動的な参加を過去の政府が抑制したことも、法の開発にあたり是正を要する課題である。そのため、国家立法プログラムの役割を高めることで、宗教法・慣習法を尊重し民意を反映した法令を制定する必要がある。その他の取り組みとしては、政府と国民議会(DPR)による法令制定メカニズムの改善を進める必要がある。

司法機関は、独立した機関として何者の影響も受けずクリーンかつプロフェッショナルであるべきだが、現時点においてその理想は達成されていない。これは、裁判の決定に対する政府や第三者の干渉がある以外に、法の執行機関の質・プロフェッショナリズム・モラルがまだ低いことが原因となっている。そのため、社会正義の最後の砦であるべき司法機関に対する社会の信用は低下する一方となっている。それ以外にも、警察・検察庁・国家公務員調査機関(PPNS)といった法の執行機関のパフォーマンスがプロフェッショナリズムおよび清廉さを示していないため、法の確立を弱体化させている。法務執行機関の設備・インフラも最適条件からは程遠い状態にあり、国民が希求する社会正義を反映した最大限の法の確立を極めて困難にしている。司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大(エンパワメント)をはかり、それらの機関の質および能力、すなわちプロフェッショナリズム・潔癖性・独立性・モラルを高めるためには、法務執行機関における人員の採用・昇格システムを改善し、それらの機関の言動に対するより大きなチェック機能を国民に与える体制を築く必要がある。さらに、法の執行に携わる者の福祉を高め、生活の安定を保証することも重要である。一方、法治国家確立の取り組みにおいては、組織としての警察および検察庁の位置付けが完全に独立していないことが、効果的で、一貫した、公正な法の確立を妨げている。

司法に対する国民の不信感を高めている原因の一つは、癒着・汚職・縁故主義および人権侵害に関連する多くの事件が未解決のまま放置されていることである。これを解消するために、癒着・汚職・縁故主義および人権侵害関連の未解決事件の一覧をつくり、それらに対する法的手続きのフォローアップを行う必要がある。その他に必要とされる取り組みは、法の執行機関、特に警察・検察庁・裁判所・刑務所の能力拡大(エンパワメント)をはかることである。また、貧困層への法的支援も法の開発において実行すべきプライオリティーの一つである。

共同体同士の暴力的抗争や、政府機関に対する社会の暴力的反乱は、文化的価値観の希薄化や法に対する認識の低下による法の軽視や、権力・職権の乱用によってもたらされている。また、国民および政府機関に対する法令制定前後の啓蒙活動の不備が、しばしば、国民と法の執行機関を含む政府機関との間に、法令についての解釈の相違を生んでいる。こうした状況を解決するためには、法を尊重する文化の形成を目指し、すべての階層の国民の法に対する理解と認識を高め、個々の権利・義務の重要性を理解することが必要である。

B. 政策指針

1999-2004年国策大綱(GBHN)に則った司法の開発の指針は、次のとおりである。

1. 法治国家を確立する上で、法を尊重・遵守する文化を社会の全階層に浸透させる。

2. 宗教法および慣習法を認め尊重し、植民地主義時代の法令、および男女差別を含む差別的な現行法令や立法面における改革の機運と不適合な現行法令を改めることで、全体的・総合的な法律システムの整備をはかる。
3. 法の確実性、公正さと正義、法のもとでの平等性を保証し、人権を尊重するための一貫した法の確立を行う。
4. 国民の需要および利益に沿った人権に関する国際条約の批准を続行する。
5. 国民の信用を得るため、法務執行機関の福祉・設備・インフラ・教育の充実をはかり、効果的な監視を実行することで、インドネシア共和国警察を含む法の執行機関のモラルおよびプロフェッショナリズムを高める。
6. 権力者を含むあらゆる外部の影響を受けない、独立した司法機関を築く。
7. 貿易の自由化に向け、国家の利益を損なうことのない、経済活動をサポートする法令を開発する。
8. 迅速かつ簡素で、低コスト、透明で、癒着・汚職・縁故主義から解放された、公平で正義に基づく司法プロセスを実行する。
9. 生活のあらゆる側面において基本的人権に対する理解・認識を深め、またこれを擁護・尊重する文化を築く。
10. 未解決の法・人権侵害事件の法的処理を貫徹する。

C. 開発プログラム

1. 法制度整備プログラム

このプログラムの目的は、法治国家の確立であり、特に、すでに社会の現状とは矛盾する植民地主義時代の法令や現行法を改正することである。

このプログラムの目標は、民意および開発のニーズにマッチした法令の整備である。

このプログラムの基本活動は以下の通りである。

1. 宗教法ならびに慣習法を認め尊重すると共に、民意を反映できる法令制定の手順を定めた法律を制定する。
2. 1945年憲法第5条(1)ならびに第20条の改正に即して、法令制定に関する政府と国民議会(DPR)の関係を改善する。
3. 国家立法プログラム(Prolegnas)の役割を高める。
4. 政策決定における国民の情報アクセスを高めることにより、市民社会を強化するための、地方分権を支持する法令を整備する。
5. 貿易の自由化に備えた経済活動の支持、生態系の活力の維持、自然環境の機能保護、現地共同体の保護に繋がる法令の改正・改善を行う。
6. 各種国際条約のうち、特に基本的人権や、女性、労働者の権利保護・拡大に関する条約を批准する。
7. 中央および地方の教育機関、法律研究機関、法律家組織、および市民団体の法律研究についての調整・協力を推進する。
8. 法律サービスに関連する法令を改正する。
9. 各組織・政府機関の法案作成者の増員と質向上をはかる。

2. 司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大プログラム

司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大プログラムの目的は、司法機関および警察・検察庁・国家公務員調査機関(PPNS)といった法務執行機関の役割とイメージに対する国民の信用の回復である。これは、プロフェッショナルで、清廉で、高いモラルを備えた裁判官ならびにその他の法務執行要員の養成を通して法治国家を確立することを意味する。

このプログラムの目標は、権力者および第三者の影響から解放され、自立し、なおかつ迅速・簡素・低コストの原則を守る司法機関およびその他の法務執行機関の確立である。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

1. 統合的な司法管理と実務の監視および改善に対する国民の参加を容易にするため、オープンな方法で司法プロセスの監視を高める。

2. 裁判官および他の法務執行要員の採用・昇進システムをより厳重にし、採用・昇進のプロセスが、適正能力と透明性を原則に進められることを監視する。
3. 裁判官および検察官・警察官・国家公務員調査官といった法務執行要員の福祉を改善する。具体的には、任務・権限・責任に見合った生活の需要を満たすことのできる給与手当を保証する。
4. 監視機能を持つ司法委員会もしくは裁判官倫理委員会を結成する。司法委員会もしくは裁判官倫理委員会は自立した組織とし、高潔な人格を備えた者をメンバーに選出する。
5. 裁判官および他の法務執行要員、特に国家公務員調査庁と警察、警察と検察庁の任務・権限を整合させ、統合的な刑事司法システムを築く。
6. 国家行政裁判所(PTUN)の管轄範囲を県／市レベルまで拡大する。また、地方自治の実施を支援するために国家行政裁判所判事の質を改善する。
7. 倫理規範を最大限に高め、弁護士ならびに公証人の役割を高める。
8. 法律教育分野のカリキュラムを改善し、プロフェッショナルで、高潔で、高いモラルを備えた法務執行要員を育てる。
9. 大学内外において、法律分野の高等教育および訓練を実施する。これらの教育・訓練は学位取得課程および非学位(ノン・ディグリー)課程の双方を含む。またこれらの教育・訓練では、知的財産権、環境、契約作成、交渉技術など、経済再建に役立つ分野を優先する。
10. 商業裁判の管轄範囲を拡張し、商業裁判判事の知識・見識を高め、商業裁判判事のうちキャリア、ノン・キャリア双方を含めた臨時(Ad Hoc)裁判官を増やす。
11. 他の法務執行要員の参考になるような法理学上の新たな発見を達成すべく裁判官の質を向上させる。
12. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害関連事件を取り扱う上で、法務執行要員、特に警察・検察庁・裁判所・更生保護施設要員のモラル・姿勢・行動を徹底改善し、司法プロセスにおける権威・権力の乱用を阻止する。
13. 最高裁判所に山積している未解決の上告審理事件の数を減らす。
14. 司法管区別の事件数をデータ化し、それに基づき適切な数の裁判官を各地方へ配置する。
15. 法廷外の代替紛争解決法(ADR: Alternative Dispute Resolution)を体系化すると共に、法廷内での調停手段を改善する。また、法廷と連携した代替紛争解決手段を開発する。
16. 司法機関の国民に対する責任体系を改善する。また、国民が、法廷の判決に容易にアクセスできるシステムを作り、判事団の間に見解の相違(dissenting opinion)があったか否かを確かめることができるようにする。
17. 関連法令に対する再審理権(judicial review)の行使に関する最高裁判所の役割を高める。
18. 裁判所、検察庁、警察、更生保護施設、国家刑務所、国家押収物品保管所、職能訓練施設、その他法的サービス機関の設備・インフラを拡充する。
19. 人口に比例した警察官の増員をはかり、警察組織のプロフェッショナリズムおよび公共に対するサービスを改善する。
20. 科学技術の進歩を利用して法律関連資料・情報ネットワークシステム(SJDI)および法律図書館の役割を高め、それを支える人材の開発を進める。
21. 犯罪歴を持つ者が正常な社会生活に復帰できるよう、更生保護施設内外で更生の指導を実施する。
22. 特に辺境地に居住する貧困層を対象とした法的支援を拡充する。
23. 知的財産権、法人、国籍、入国管理の分野における法的サービスの質を改善する。
24. 外国人出入国管理分野の法の確立を推進する。

3. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件の解決に関するプログラム

このプログラムの目的は、インドネシアにおける法および人権の確立に対する国民の信用を取り戻すことである。

プログラムの目標は、癒着・汚職・縁故主義および人権侵害に関連する未解決事件を法的に解決することである。

このプログラムの基本的な活動を以下の通りである。

1. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害と関わる犯罪行為の疑いがある案件で、法的処理を行う事件のリストにまだ掲載されていないものを、活字・電子メディア、インターネット、さらに癒着・汚職・縁故主義と人権侵害事件を担当する機関を通じて調査する。
2. 司法機関の特殊活動を通して法の確立を進める。
3. 一般刑事犯罪および特別刑事犯罪についての統計作成および分析を実施する。
4. 国家資産の返却という決定がなされた癒着・汚職・縁故主義関連事件の解決を促進する。
5. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件の解決に関して技術的な管理を実施する。

4. 法に対する認識の向上と法を尊重する文化造りのためのプログラム

このプログラムの目的は、国民および法務執行機関の法全般に対する認識を改め、法の執行機関の役割・機能に対する社会の信用を高めることである。これにより、社会全体に法を尊重する文化を浸透させる。

このプログラムの目標は、国民および政府要員の権利・義務についての認識度を高め、さまざまな開発方針策定プロセスへの国民の参加を向上させることである。

このプログラムの基本的な活動は以下の通りである。

1. 適切な法令、方法を用い、対話を重視した方法で事件を解決するため、法的な問題を分類する。
2. 法に対する認識を高める手段の1つとして、地方文化の持つ価値観を利用する。政府組織と社会組織の間の対話を促進することで、より民主的な法認識の強化策を策定する。また、これにより、社会組織の法に対する認識と役割を高める。
3. 国民としての権利行使および義務遂行に対する認識を高める。また、国民および政府要員に、法を尊重する文化を根づかせる。
4. 社会各層の法に対する認識を高めるにあたり、より近代的な情報メディアの利用を促進する。

D. 司法分野の開発プログラムのマトリックス表

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
1.	1. 宗教法および慣習法を認め尊重し、植民地主義時代の法令、および男女差別を含む差別的な現行法令や立法面における改革の機運と不適合な現行法令を改めることで、全体的・総合的な法律システムの整備をはかる。 2. 貿易の自由化に向け、国家の利益を損なうことのない、経済活動をサポートする法令を開発する。 3. 国民の需要および利益に沿った人権に関する国際条約の批准を続行する。	法令の整備	I. 国家立法プログラム(Prolegnas)の役割・機能の向上 II. 政府機関とその他の法律研究機関による法律研究結果が活用されるようになる III. 有能な法案作成者の増加 IV. 以下の各分野関連法令の制定／改正 A. 法務 1. 刑事訴訟法に関する1981年法律第8号の改正法の制定 2. 刑法典(KUHP)に関する1946年法律第4号の改正法の制定 3. 最高裁判所に関する1946年法律第4号の改正法の制定 4. インドネシア共和国検察庁に関する1991年法律第5号の改正法の制定 5. インドネシア共和国国家警察に関する1997年法律第28号の改正法の制定 6. 知的財産権に関連する法令の改正法の制定 7. 麻薬に関する1997年法律第22号の改正法の制定 8. 恩赦に関する1950年法律第1号の改正法の制定 9. 一般司法に関する1986年法律第2号の改正法の制定 10. 国家行政裁判所(PTUN)に関する1986年法律第5号の改正法の制定 11. 軍事司法に関する1997年法律第33号の改正法の制定 12. 土地利用の基本的規則に関する1960年法律第5号の改正法の制定 13. 軍事刑法に関する1947年法律第39号の改正法の制定 14. 民事訴訟法に関する法律の制定 15. 民法典に関する法律の制定 16. 法廷侮辱罪に関する法律の制定 17. 上級裁判の権限に関する法律の制定 18. 人権裁判に関する法律の制定 19. 裁判官倫理規範に関する法律の制定 20. 弁護士に関する法律の制定 21. 公証人に関する法律の制定 22. 文化遺産監督庁(BHP)に関する法律の制定 23. 苦情処理委員会(オムブズマン)に関する法律の制定 24. 法律制定における政府・国民議会間の良好な協力関係に関する法律の制定 25. 児童保護に関する法律の制定 26. 土地所有権に関する法律の制定

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			27. 公益のための土地徴用に関する法律の制定 28. 法令基本規程に関する法律の制定 (AB の代替) 29. 遺産発掘に関する法律の制定 30. 財団に関する法律の制定 31. 汚職行為撲滅委員会に関する法律の制定 32. 証人擁護に関する法律の制定 B. 経済 33. 小企業に関する1995年法律第9号の改正法の制定 34. 株式会社に関する1995年法律第1号の改正法の制定 35. 会社登記義務に関する1982年法律第3号の改正法の制定 36. 銀行に関する1998年法律第10号の改正法の制定 37. 地方税および地方徴収金に関する1987年法律第18号の改正法の制定 38. 資本市場に関する1995年法律第8号の改正法の制定 39. 国内投資企業 (PMDN) に関する1967年法律第1号および1968年法律第6号の改正法の制定 40. 電力に関する1985年法律第15号の改正法の制定 41. 破産に関する1998年法律第4号の改正法の制定 42. 観光に関する1990年法律第9号の改正法の制定 43. 銀行融資に関する法律の制定 44. 債券に関する法律の制定 45. 銀行再建に関する法律の制定 46. 銀行清算に関する法律の制定 47. 国有企業 (BUMN) に関する法律の制定 48. 地方政府企業に関する法律の制定 49. 商業に関する法律の制定 50. 国家財務に関する法律の制定 51. 2001-2004年国家予算に関する法律の制定 52. 国家予算編成手順に関する法律の制定 53. マネーローンダリングに関する法律の制定 54. 外国借款に関する法律の制定 55. 情報技術 (Cyber Law) に関する法律の制定 56. 国庫出納に関する法律の制定 (ICWの代替) 57. 税務司法機関に関する法律の制定 58. 国家財務責任調査に関する法律の制定 59. 税務関連法の改正法の制定 C. 政治 60. 政党に関する2000年法律第2号の改正法

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			の制定 61. 出入国管理に関する1992年法律第9号の改正法の制定 62. 総選挙に関する2000年法律第4号の改正法の制定 63. 国民協議会、国民議会、地方議会の構成および地位に関する1999年法律第4号の改正法の制定 64. 報道に関する1997年法律第24号の改正法の制定 65. インドネシア共和国軍人規律法に関する1997年法律第26号の改正法の制定 66. インドネシア共和国軍人に関する1988年法律第2号の改正法の制定 67. 犯罪者の本国送還に関する1979年法律第1号の改正法の制定 68. 公文書基本規程に関する1971年法律第7号の改正法の制定 69. 社会組織に関する1985年法律第8号の改正法の制定 70. 公務員要項に関する1999年法律第43号の改正法の制定 71. 真相究明および和解に関する法律の制定 72. 大統領府に関する法律の制定 73. 議会侮辱罪に関する法律の制定 74. 国民議会・地方議会議員に対する警察の措置に関する法律の制定 75. 中央政府に関する法律の制定 76. 地方公務員（在地方国家公務員ならびに地方公務員）に関する法律の制定 77. 行政倫理に関する法律の制定 78. 国民参加に関する法律の制定 79. 公文書提出義務に関する法律の制定 80. 情報公開に関する法律の制定 81. インドネシア共和国警察官に関する法律の制定 82. 国家高等機関の相互関係に関する法律の制定 D. 宗教 83. 婚姻に関する1974年法律第1号の改正法の制定 84. 喜捨（Zakat）の運用に関する1999年法律第38号の改正法の制定 85. 宗教者間の共和に関する法律の制定 86. 宗教法の適用に関する法律の制定 E. 教育 87. 国民教育システムに関する1989年法律第2号の改正法の制定

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			F. 社会・文化 88. 違法薬物に関する1997年法律第5号の改正法の制定 89. インドネシア共和国国籍に関する1962年法律第58号の改正法の制定 90. 保健に関する1992年法律第23号の改正法の制定 91. 住宅・居住地に関する1992年法律第4号の改正法の制定 92. 労働問題に関する法律の制定 93. 女性の権利について定める法令の制定 94. 国民の保健維持の保障に関する法律の制定 95. 医療業務に関する法律の制定 96. 労働問題に関連する国際条約の批准に関する法律の制定 97. 女子・幼年労働の禁止に関する国際条約の批准 98. 1969年国際条約法に関するウィーン協定の承認に関する国際条約の批准 99. (1) 公民権・政治権に関する国際規約 (ICCPR)(2)経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約 (ICESCR)(3)ジェノサイド防止条約(4)1926年奴隷に関する条約(5)移動労働者とその家族の保護に関する国際条約(6)人身売買・性的搾取禁止条約の批准 100. 文化遺産の不法取引・輸出入・譲渡禁止および防止に関する1976年国際条約の批准 101. 難民の地位に関する1951年条約の批准 G. 地方開発 102. 地方政府に関する1999年法律第22号の改正法の制定 103. 区画整理に関する1992年法律第24号の改正法の制定 104. 地方行政区域の廃止、合併、拡張に関する法律の制定 105. アチェ地方自治に関する法律の制定 106. イリアンジャヤ特別地方自治に関する法律の制定 H. 天然資源と自然環境 107. 鉱業基本要項に関する1967年法律第11号の改正法の制定 108. 石油・天然ガスに関する法律(1971年法律第8号、1969年代替政令第44PRP号、1962年法律第15号)の改正法の制定 109. 自然環境の管理に関する1997年法律第23号の改正法の制定(1999年法律第22号との整合)

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			110. 生物資源・生態系の保全に関する1990年法律第5号の改正法の制定 111. 水産に関する1985年法律第9号の改正法の制定 112. 天然資源運用に関する法律の制定 113. 農作物の品種保護に関する法律の制定 114. 海洋に関する法律の制定 115. 酪農および家畜の保健に関する法律の制定 116. エネルギーに関する法律の制定 l. 国防・保安 117. インドネシア共和国国防治安要項に関する1982年法律第20号の改正法の制定 118. 危険事態に関する法律の制定 119. 国家機密に関する法律の制定 120. インドネシア共和国の国境に関する法律の制定
2.	1. 国民の信用を得るため、法務執行機関の福祉・設備・インフラ・教育の充実をはかり、効果的な監視を実行することで、インドネシア共和国警察を含む法の執行機関のモラルおよびプロフェッショナリズムを高める。 2. 権力者を含むあらゆる外部の影響を受けない、独立した司法機関を築く。 3. 迅速かつ簡素で、低コスト、透明で、癒着・汚職・縁故主義から解放された、公平で正義に基づく司法プロセスを実行する。	司法機関およびその他の法務執行機関の能力拡大(エンパワメント)	1. 裁判官およびその他の法務執行要員のプロフェッショナリズム、人格、モラルが高まる 2. 裁判官およびその他の法務執行要員の給料手当引上げ 3. 法務執行要員、特に警察官の増員 4. 司法機関およびその他の法務執行機関の設備・インフラの拡充 5. 最高裁判所による司法機関取りまとめ機能の実現 6. 監視機能を持つ司法委員会もしくは裁判官倫理委員会を結成する 7. 最高裁判所に山積している未解決の上告審理事件の数を減らす 8. 司法管区別の事件数データを利用し、それに基づき適切な数の裁判官が各地方へ配置される 9. 国民による法廷外の代替紛争解決法の利用が増加する 10. 最高裁判所による関連法令をめぐる再審理権(judicial review)の行使が増加する 11. 社会貧困層へ法的支援を行うためのより良いメカニズムが構築される
3.	1. 法の確実性、公正さと正義、法のもとの平等性を保証し、人権を尊重するための一貫した法の確立を行う。 2. 未解決の法・人権侵害事件の法的処理を貫徹する。	癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件の解決	1. 法律と人権の確立における政府および非政府機関の役割が高まる 2. 癒着・汚職・縁故主義関連事件の解決が増加 3. 人権侵害事件の解決が増加 4. 法律と人権確立に対する国民の信用の高まり 5. 癒着・汚職・縁故主義および人権侵害事件解決への一般社会および法務執行機関による協力の増加 6. 癒着・汚職・縁故主義事件関与により懲戒・

No.	関連する国策大綱指針	国家プログラム	実績評価指標
			懲役および資産押収に処された裁判官および法務執行要員の増加 7. アチェ、マルク、イリアン・ジャヤ、ボソ、ランブン、タンジュンプリオクの法律・人権侵害事件の解決
4.	1. 法治国家を確立する上で、法を尊重・遵守する文化を社会の全階層に浸透させる。 2. 生活のあらゆる側面において基本的人権に対する理解・認識を深め、またこれを擁護・尊重する文化を築く。	法に対する意識向上、法を尊重する文化の開発	1. 一般社会の法認識を高めるために対話を重視したアプローチが策定される 2. 国民の権利・義務に対する認識の高まり 3. 違反や犯罪発生率の低下 4. 法令に対する国民の親近感の強化 5. 開発政策策定プロセスに対する国民の参加の高まり 6. 法に対する国民の信用の高まり